

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 四国中央市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.5 %
全職員	68.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	97.1 %
本庁課長補佐相当職	99.1 %
本庁係長相当職	95.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.6 %
31～35年	95.2 %
26～30年	93.8 %
21～25年	90.7 %
16～20年	87.1 %
11～15年	87.6 %
6～10年	87.4 %
1～5年	92.9 %

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、短時間勤務職員については、人員を数える単位として、週の勤務時間数を38時間45分で除して計上。

2. (1) 役職段階別

「本庁部局長・次長相当職」区分には、対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測しうるため不記載(-)とする。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。